

平成 29 年 1 月 4 日
都市部開発指導課

児童福祉法による通所系施設の用途変更等に係る都市計画法第 34 条第 14 号の取扱指針

社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業で、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（学童クラブ）を対象とし、利用対象者は主に市街化調整区域内に居住しているものであること。

（申請者の要件）

1. 申請者は事業の開所にあたり、担当部局に届出た事業者とする。

（対象とする事業）

2. 対象とする事業は放課後児童健全育成事業（学童クラブ）とする。

（敷地及び施設の要件）

3. 用途変更及び増築をする建築物の敷地面積は 150 平方メートル以上とする。
4. 建築基準法第 42 条第 1 項に規定する既存道路に敷地が 6 メートル以上接していること。
5. 用途変更及び増築が可能な建築物について
 - （1）用途の変更が可能な建築物は、都市計画法及び建築基準法に適合し建築がされ現在に至るまで適法に維持がされている建築物とする。また、都市計画法の施行以前に建築された建築物については、建築基準法に適合し建築された建築物であること。ただし、法改正による既存不適格建築物についてはこの限りではない。
 - （2）増築が可能な建築物は前号に該当する建築物であって、その用途が幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校であること。
6. 駐車場の設置について。
収容定員が 29 人以下の場合は車 3 台以上の駐車スペースを設け、30 人以上の場合は 4 台以上の駐車スペースを設けること。なお、設置の方法については、注）のⅡを参照すること。

注)

- I. 第4項については、建築基準法第42条第1項に規定する道路に限定し、現況幅員が4m以上に整備がされていても2項道路は認めないこととする。
- II. 第6項については、指導員の駐車スペースや送迎時における一時的な駐車スペースや展開広場を敷地内に確保することで、近隣の住民へ配慮することを目的としている。また、車1台あたりの面積については、縦5.5m×横2.5mを参考とする。なお、敷地内に設けることが困難な場合については、下図を参考とし建築敷地の隣地を駐車場とすることができ、また、安全上支障がないと認められる場合に限り建築敷地から道路を隔てた向かいの土地を駐車スペースとすることができる。農用地区や風致地区等であって他法令の許可が必要な場合には、用途変更の許可までにその許可を受けている事。

※駐車場の設置について（参考）

